

国土建第 135 号
平成 30 年 7 月 19 日

各都道府県主管部局 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成三十年七月豪雨による災害の発生に伴う建設リサイクル法上の
特例措置等について

平成 30 年 6 月 28 日に発生した平成三十年七月豪雨による災害については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「権利利益保全法」という。）に基づき、7 月 14 日付けで公布・施行された平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 30 年政令第 211 号。以下「政令」という。）及び同月 19 日付け国土交通省告示第 947 号（以下「告示」という。）に基づき、権利利益保全法第 3 条に基づく許可等の有効期間の延長に関する措置及び同法第 4 条に基づく期限内に履行されなかった義務の免責に関する措置等が実施されることとなりました。

つきましては、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）における特例措置の内容及び留意点等は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたします。あわせて、解体工事業の登録業者に対しても、周知指導方をお願いいたします。

記

1. 解体工事業の登録の有効期間の延長について（権利利益保全法第 3 条関係）

特定被災地域（平成三十年七月豪雨に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）内に住所を有す

る者に係る建設リサイクル法第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録（平成30年6月28日から同年11月29日の間に登録の有効期間が満了するものに限り、同年6月27日までに更新を受けた場合を除く。）については、告示により、その有効期間の満了日を一律に同年11月30日に延長することとした。

なお、上記のほか、都道府県知事は、権利利益保全法第3条第3項の規定に基づき、震災の被害者（直接被災した場合だけでなく、交通機関の遮断や事務を処理する行政側が被災したことにより、所要の手続きがとれなかった等、間接的な被害を受けた場合も含む。以下同じ。）が、有効期間の延長を必要とする理由を記載した書面により延長の申出を行ったもの（既に有効期間を満了している場合も含む。）について、同11月30日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

2．変更等の届出について（権利利益保全法第4条関係）

震災により、建設リサイクル法第25条第1項及び第27条第1項の規定に基づく変更等の届出（届出を行うべき期限が平成30年6月28日から同年9月27日までに到来するものに限る。）をその期限までに行うことができなかつた者については、政令に基づき、同年9月28日までに当該届出を行えば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任を問わないものとする。